

使用済燃料対策等に関する国の取組方針

国は、使用済燃料対策等について、今年7月に閣議決定した第5次エネルギー基本計画に示す以下の方針に基づき、事業者との連携を強化しつつ、積極的に推進する。

1. 使用済燃料対策の一層の強化

使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する。

取組の加速へ向けて、国が積極的に関与し、関係自治体の意向も踏まえながら、個々の事業者の努力はもとより、事業者間の一層の連携強化を図りつつ、国全体として使用済燃料の安全で安定的な貯蔵が行えるよう、官民を挙げて取り組む。

2. 再処理等の推進

高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する。

安全確保を大前提に、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設、むつ中間貯蔵施設の竣工等を進める。

3. プルトニウムの適切な管理と利用

利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持し、プルトニウム保有量の削減に取り組む。

プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの一層の推進や、2016年に新たに導入した再処理等拠出金法の枠組みに基づく国の関与等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う。

4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分／解体廃棄物の処分

高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める。2017年7月には、最終処分に係る科学的特性マップを公表した。

この公表を契機として、関係府省連携の下、国民の関心を踏まえた多様な対話活動の推進等の取り組みを一層強化し、複数の地域による処分地選定調査の受入れを目指す。

廃炉等に伴って生じる放射性廃棄物の処理・処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、処分の円滑な実現に向け、国として、規制環境を整えとともに、必要な研究開発を推進するなど、安全確保のための取組を促進する。

5. 立地自治体等との信頼関係の構築

国は、立地自治体等との丁寧な対話を通じて信頼関係を構築するとともに、電源立地対策の趣旨に基づき、原子力発電所の稼働状況や環境変化等も踏まえ、新たな産業・雇用創出も含め、地域の実態に即した立地地域支援を進める。

事業者においては、事業者間での連携を一層強化しながら、具体的な取組を着実に進めていただくよう要請する。